

～お客さまの海外ビジネス拡大を支援～

「ベトナム進出セミナー」を開催します



京都銀行（頭取 安井 幹也）は、2025年8月22日（金）、日本国内の地方銀行等とともに「ベトナム進出セミナー」をリアルとオンラインを組み合わせたハイブリッド形式で開催しますのでお知らせいたします。

今回のセミナーでは、ベトナム進出を検討される日系企業を対象に、事例紹介やビジネスのポイント、不動産関連の法令、最新のトレンド等をわかりやすく解説し、新たなビジネスチャンスの創出やビジネスパートナーの開拓を支援いたします。

当行は、今後もお客さまのニーズにお応えできるよう、海外でのサポート体制を一層充実させてまいります。

記

開催概要

名 称	ベトナム進出セミナー ～増加する日系非製造業～
開催日時	2025年8月22日（金）14:00～16:30
開催場所	味覚糖UHA館TKP浜松町カンファレンスセンター カンファレンスルーム3B （住所）東京都港区浜松町1-26-1 味覚糖UHA館3階
内 容	【第1部】ベトナム進出を決めた理由から開業までの道のり 講 師：QBネットホールディングス株式会社 ベトナム法人General Director 兼 台湾法人董事長 新見 哲也 氏 【第2部】日本企業が知っておきたい、ベトナムビジネスのポイントと注意点 講 師：明倫国際法律事務所 パートナー 弁護士／弁理士／公認不正検査士 田中 雅敏 氏 【第3部】ベトナムの不動産関連の法令と賃貸借契約の締結のポイント 講 師：TTP-Meilin パートナー 弁護士 グエン・ティ・フオン・タオ 氏
定 員	会場：30名（先着）、オンライン：人数制限なし
共 催	京都銀行、株式会社 京都総研コンサルティング、 西日本シティ銀行、株式会社 NCBリサーチ&コンサルティング、 横浜銀行、株式会社 浜銀総合研究所、 株式会社プロネクサス、プロネクサスベトナム

対象企業	ベトナム進出を検討されている日系企業	
参加費	無料	
申込方法	下記URLまたは右記QRコードから遷移する申込フォームからお申込みください。 https://forms.gle/6FQNPrgJK4WMn9C86 QRコードは株式会社 デンソーウェーブの登録商標です。	

以 上

京都フィナンシャルグループでは、「地域社会の繁栄に奉仕する～地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する～」という経営理念に基づいた企業活動を行っております。今後も経営理念のより一層高いレベルでの実践である **SDGs** 達成に向け、地域の社会課題の解決に貢献してまいります。なお、関連するプレスリリースに **SDGs** の目標のアイコンを明示しております。



最新ベトナムトレンド解説

法人
限定

ベトナム進出セミナー

～増加する日系非製造業～

知っておくべきベトナムの今を、
経験者と専門家がわかりやすく解説！

共催：

株式会社京都銀行、株式会社 京都総研コンサルティング
株式会社西日本シティ銀行、株式会社NCBリサーチ&コンサルティング
株式会社横浜銀行、株式会社浜銀総合研究所
株式会社プロネクサス、プロネクサスベトナム

QB HOUSE (TAIWAN) LTD 董事長兼總經理
QB HOUSE VIETNAM COMPANY LIMITED
GENERAL DIRECTOR

新見 哲也 氏

明倫国際法律事務所 パートナー
弁護士・弁理士・公認不正検査士

田中 雅敏 弁護士

TTP-MEILIN パートナー

グエン ティ フオン タオ 弁護士

2025.

8.22

金

14:00-16:30

リアル+オンライン
デュアル開催

参加
無料

日時

2025年 8月22日(金) 14時00分 ~ 16時30分

開催方法

ハイブリッド開催【会場：30名（先着）】【オンライン：人数制限なし】

場所

味覚糖UHA館TKP浜松町カンファレンスセンター カンファレンスルーム3B
東京都港区浜松町1-26-1 味覚糖UHA館3階

対象

ベトナム進出を検討中の
日系企業

申込方法

[お申込みはこちら](#)



第1部

ベトナム進出を決めた理由から開業までの道のり



内容

- ① ベトナム進出を決めた理由
- ② 進出決定から開業までの体験談

講師

QBネットホールディングス株式会社
新見 哲也 ベトナム法人 General Director 兼 台湾法人董事長

第2部

日本企業が知っておきたい、ベトナムビジネスのポイントと注意点



内容

- ① 日本企業が知っておきたい、ベトナムビジネスのポイントと注意点

講師

明倫国際法律事務所 パートナー 田中 雅敏 弁護士／弁理士／公認不正検査士

第3部

ベトナムの不動産関連の法令と賃貸借契約の締結のポイント



内容

- ① ベトナムで出店する際に気を付けるべき法令について
- ② 賃貸借契約の締結の際に気を付けるべきポイント

講師

TTP-Meilin パートナー グエン・ティ・フオン・タオ 弁護士

お問い合わせ

株式会社プロネクサス

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目2番20号 汐留ビルディング5階

海外事業部 セミナー担当 TEL: 03-5777-3190 seminar@pronexus-asia.com

第1部

ベトナム進出を決めた理由から開業までの道のり



キュービーネット株式会社
ベトナム法人 General Director 兼
台湾法董事長 新見 哲也 様

内 容

- ① ベトナム進出を決めた理由
- ② 進出決定から開業までの体験談

経 歴

1970年に一橋大学社会学部を卒業後、総合商社の伊藤忠商事に入社。その後、株式会社ファーストリテイリング（UNIQLO）を経て、2004年にQB HOUSEを展開する現職のキュービーネット株式会社に入社。新規事業であった海外事業の立ち上げ業務に従事し、シンガポールと香港事業を立ち上げる。その後、2012年に台湾事業、2024年にベトナム事業を立ち上げ、現在台湾・ベトナム事業の責任者を務める。

第2部

日本企業が知っておきたい、ベトナムビジネスのポイントと注意



明倫国際法律事務所 パートナー
田中 雅敏 弁護士／弁理士／公認不正検査士

内 容

- ① 日本企業が知っておきたい、ベトナムビジネスのポイントと注意点

経 歴

海外取引、海外投資、知的財産権や国際M&Aなどにも精通し、国際法、知的財産権法、契約法等様々な観点から、毎年約200社の日本企業の海外展開を支援。JETRO、文化庁、農水省などの海外展開支援にも参画している。1994年慶応義塾大学総合政策学部卒。1999年弁護士登録。2001年弁理士登録。

第3部

ベトナムの不動産関連の法令と賃貸借契約の締結のポイント



TTP-Meilin パートナー
グエン・ティ・フオン・タオ 弁護士

内 容

- ① ベトナムで出店する際に気を付けるべき法令について
- ② 賃貸借契約の締結の際に気を付けるべきポイント

経 歴

ベトナム弁護士資格を持ち、ハノイ国家大学で法学士を取得。M&Aを専門とするInmergers社を創業し、国内最大のM&A情報ポータルを運営中。TTP MEILIN法律事務所の創設者であり日本企業向け投資アドバイザーに20年の経験を持つ。国際弁護士協会WILL ASIAや日越ビジネスアライアンスを創設し、多数の大手日本企業との支援実績がある。2万人以上の会員を擁するM&Aコミュニティのリーダーとしても活躍。日本語も堪能。

申込方法

下記のURLまたは、QRコードを読み取り、
専用申し込みフォームからお申込みください。

<https://forms.gle/6FONpRGjK4WMn9C86>



地 図



お問い合わせ

株式会社プロネクサス

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目2番20号 汐留ビルディング5階

海外事業部 セミナー担当 TEL : 03-5777-3190 seminar@pronexus-asia.com

株式会社京都銀行、株式会社 京都総研コンサルティング

株式会社西日本シティ銀行、株式会社NCBリサーチ&コンサルティング

株式会社横浜銀行、株式会社浜銀総合研究所

株式会社プロネクサス、プロネクサスベトナム

共 催